

令和8年度

余市町後期高齢者医療特別会計予算参考資料

余 市 町

1 歳入歳出予算総括表

(歳入)

款	令和8年度	令和7年度	増 減	伸 長 率	構 成 比	
	当初予算額	当初予算額			令和8年度	令和7年度
	千円	千円	千円	%	%	%
1 後期高齢者医療保険料	309,153	268,919	40,234	15.0	70.3	69.7
2 使用料及び料	20	20	0	0.0	0.0	0.0
3 繰入金	129,680	116,104	13,576	11.7	29.5	30.1
4 繰越金	1	1	0	0.0	0.0	0.0
5 諸収入	1,010	1,010	0	0.0	0.2	0.2
合 計	439,864	386,054	53,810	13.9	100.0	100.0

(歳出)

款	令和8年度	令和7年度	増 減	伸 長 率	構 成 比	
	当初予算額	当初予算額			令和8年度	令和7年度
	千円	千円	千円	%	%	%
1 総務費	3,138	3,101	37	1.2	0.7	0.8
2 後期高齢者医療広域連合納付金	435,716	381,943	53,773	14.1	99.1	98.9
3 諸支出金	1,000	1,000	0	0.0	0.2	0.3
4 予備費	10	10	0	0.0	0.0	0.0
合 計	439,864	386,054	53,810	13.9	100.0	100.0

2 保険料賦課状況

(1) 保険料の内訳

年度	区分	現年分			滞繰分			伸長率			
		調定額	予算額	収納率	調定額	予算額	収納率	現年分		滞繰分	
								調定額	予算額	調定額	予算額
令和7年度	特別徴収	千円 159,748	千円 159,748	% 100.0	千円 —	千円 —	% —	% △ 1.5	% △ 1.5	% —	% —
	普通徴収	110,125	107,371	97.5	3,600	1,800	50.0	6.5	6.5	5.9	5.9
	計	269,873	267,119	99.0	3,600	1,800	50.0	1.6	1.5	5.9	5.9
令和8年度	特別徴収	185,335	185,335	100.0	—	—	—	16.0	16.0	—	—
	普通徴収	125,147	122,018	97.5	3,600	1,800	50.0	13.6	13.6	0.0	0.0
	計	310,482	307,353	99.0	3,600	1,800	50.0	15.0	15.1	0.0	0.0

(2) 料率

年度	区分	所得割	均等割	限度額
		%	円	円
令和7年度		11.79	52,953	800,000
令和8年度	医療分	11.61	59,963	850,000
	子ども分	0.28	1,364	21,000

※ 子ども分は「子ども・子育て支援金分」を表す。

(3) 軽減

区分	所得割	均等割
低所得による軽減		7割軽減※
		5割軽減
		2割軽減
被用者保険の被扶養者による軽減	10割軽減	5割軽減

※ 令和8・9年度の医療分の均等割の7割軽減については、「7. 2割軽減」となる。

3 被保険者の状況

年齢区分	令和8年度(推計)
65歳以上75歳未満	51 人
75歳以上	4,049
外国人被保険者・住所地特例被保険者(再掲)	3
計	4,100

4 医療費等の自己負担

(1) 一般診療

	一般被保険者	一定以上所得者	現役並み所得者
自己負担割合	1割	2割	3割

(2) 入院時食事代

(単位:円)

所得区分	一般病床	療養病床	
	1食	1日の居住費	1食
一般・一定以上所得者・現役並み所得者	510	370	510(注1)
指定難病患者	300	0	
低所得者Ⅱ	90日までの入院	240	240
	90日を超える入院	190	
低所得者Ⅰ		110	140
	老齢福祉年金受給者		0

注1)一部医療機関では470円。

(3) 高額療養費の自己負担限度額

(単位:円)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
課税所得690万円以上	252,600 + (医療費 - 842,000) × 1%	<多数回該当:140,100>
課税所得380万円以上690万円未満	167,400 + (医療費 - 558,000) × 1%	<多数回該当:93,000>
課税所得145万円以上380万円未満	80,100 + (医療費 - 267,000) × 1%	<多数回該当:44,400>
一般・一定以上所得	18,000	57,600 <多数回該当:44,400>
低所得者Ⅱ	8,000	24,600
低所得者Ⅰ		15,000

制度加入月(1日加入を除く)の自己負担限度額は、上記金額の1/2。

注)1年間(8月1日から翌年7月31日まで)の外来の限度額は144,000円。

※多数回該当とは、過去1年間に高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額。

(4) 高額介護合算療養費の自己負担限度額

所得区分	合算した場合の限度額
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上690万円未満	141万円
課税所得145万円以上380万円未満	67万円
一般・一定以上所得	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

1年間(8月1日から7月31日)に支払った後期高齢者医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、限度額を超えた場合に支給。

◆上記(2)から(4)の金額は、令和7年度時点における設定額。